　令和　　年　　月　　日

中国運輸局長　殿

見　解　確　認　書

倉庫業登録申請に係る建築確認済証（建築確認申請書）及び完了検査済証については、下記のとおり確認いたしました。

１．確認事項

・建築確認済証（建築確認申請書）の用途の欄には「○○（“倉庫業を営まない倉庫”等）」、完了検査済証の用途の欄には「○○（“倉庫業を営まない倉庫”等）」と記載されていますが、営業倉庫として登録するにあたり、当該建物の「倉庫業を営む倉庫」（営業倉庫）への用途の変更については用途変更手続が不要である旨の見解を確認いたしました。

２．建築確認済証

・確認番号：

・確認年月日：

・用途：

３．完了検査済証

・検査番号：

・検査年月日：

・用途：

４．確認先

・確認日：

・確認先：〇〇市役所○○課

・担当者名：○○様

・電話番号：

　　　　　　　　　　　　住　所：

名　称：

代表者：